

議案第56号

大田原市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について  
大田原市情報公開・個人情報保護審査会条例を別紙のとおり制定する。

平成29年9月4日提出

大田原市長 津久井 富雄

## 大田原市情報公開・個人情報保護審査会条例

### (設置)

第1条 情報公開及び個人情報保護に係る施策の適正かつ円滑な運営を図るため、大田原市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 大田原市情報公開条例（平成13年条例第2号。以下「情報公開条例」という。）第16条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (2) 大田原市個人情報保護条例（平成29年条例第 号。以下「個人情報保護条例」という。）第38条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (3) 個人情報保護条例第6条、第7条及び第11条の規定により意見を述べること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関（情報公開条例第2条第1号又は個人情報保護条例第2条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の諮問に応じて、又は自ら調査審議し、実施機関に対し意見を述べること。

### (組織)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

- 2 前項の委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

### (会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 審査会の行う第2条第1号及び第2号に規定する調査審議の手続は、非公開とする。

### (審査会の調査権限)

第7条 審査会は、第2条第1号又は第2号に規定する調査審議に関し必要があると認めるときは、当該調査審議に係る諮問を行った実施機関（以下「諮問庁」という。）に対し、審査請求のあった処分に係る情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された情報の公開を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求に係る情報の内容を審査会の指定する方法に分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に規定するもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）にその主張を記載した書面（以下「意見書」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を審査会の席上で陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第8条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第9条 審査請求人等は、審査会に対して、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第7条第1項の規定により提示された情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第8条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第11条 審査会は、第7条第3項若しくは第4項又は第9条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料（電磁的記録に

あつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの)の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その閲覧を拒否することができる。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料の写しを提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定により閲覧を認めるときは、その日時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付等)

第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。

(守秘義務)

第13条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、大田原市個人情報保護条例(平成29年条例第 号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に大田原市情報公開条例等の一部を改正する条例(平成29年条例第 号)第1条の規定による改正前の大田原市情報公開条例(平成13年条例第2号。以下「改正前情報公開条例」という。)第14条の2の規定により大田原市情報公開審査会に諮問されている審査請求及び大田原市個人情報保護条例(平成29年条例第 号)による改正前の大田原市個人情報保護条例(平成14年条例第24号。以下「改正前個人情報保護条例」という。)第33条の2の規定により大田原市個人情報保護審査会に諮問されている審査請求については、第1条の規定により設置される大田原市情報公開・個人情報保護審査会に諮問された審査請求とみなす。

3 この条例の施行の際現に改正前情報公開条例第15条第2項の規定により委嘱された大田原市情報公開審査会の委員である者及び改正前個人情報保護条例第34条第2項の規定により委嘱された大田原市個人情報保護審査会の委員である者は、第3条第2項の規定により大田原市情報公開・個人情報保護審査会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成3

0年3月31日までとする。